鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後

(利用定員)

第39条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業 を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認 において定めるものに限る。以下この章において 同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人 以上5人以下、小規模保育事業A型(鶴ヶ島市家 庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例(平成26年条例第16号)第28条に 規定する小規模保育事業A型をいう。第44条第 3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同 条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B 型をいう。第44条第3項において同じ。)にあ っては6人以上19人以下、小規模保育事業C型 (同条例第33条に規定する小規模保育事業C型 をいう。附則第4項において同じ。) にあっては 6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっ ては1人とする。

### 2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第44条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
  - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)を実施する</u>こと。

### (2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型 保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子 ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満 現 行

(利用定員)

第39条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業 を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認 において定めるものに限る。以下この章において 同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人 以上5人以下、小規模保育事業A型(鶴ヶ島市家 庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例(平成26年条例第16号)第28条に 規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第44条第</u> 3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業 B型(同条例第31条第1項に規定する小規模保 育事業B型をいう。第44条第3項第1号におい て同じ。) にあっては6人以上19人以下、小規 模保育事業C型(同条例第33条に規定する小規 模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。) にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育 事業にあっては1人とする。

### 2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第44条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。
  - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

### (2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型 保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子 ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満 保育認定子どもにあっては、第39条第2項に 規定するその他の小学校就学前子どもに限る。 以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。) を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、 当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保 育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当 該連携施設において受け入れて教育・保育を提 供すること。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容 支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難で あると認める場合であって、次の各号に掲げる要 件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の 規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
  - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
    - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携 協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責 任の所在が明確化されていること。
    - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂 行に支障が生じないようにするための措置が 講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規 模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は 事業所内保育事業を行う者(第5項において「小 規模保育事業A型事業者等」という。)であって、 第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行う ものをいう。
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号の</u>規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者 を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲 げる要件を満たすと市長が認めること。
    - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力 者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の 所在が明確化されていること。
    - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に

保育認定子どもにあっては、第39条第2項に 規定するその他の小学校就学前子どもに限る。 以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。) を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、 当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保 育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当 該連携施設において受け入れて教育・保育を提 供すること。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる 事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれ の役割の分担及び責任の所在が明確化されてい ること。

<u>支障が生じないようにするための措置が講じ</u> られていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育 連携協力者の確保の促進のために必要な措置を 講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が 著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第 2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定めるものをいう。
  - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業 を行う場所又は事業所(次号において「事業実 施場所」という。) 以外の場所又は事業所にお いて代替保育が提供される場合 小規模保育事 業A型事業者等

### (2) 略

- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 第1項<u>第3号</u>の規定を適用しないこととすること ができる。
  - (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法<u>附</u> <u>則第73条第1項</u>の規定により読み替えて適用 する場合を含む。)の規定による調整を行うに 当たって、特定地域型保育事業者による特定地 域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認 定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定 地域型保育事業者による特定地域型保育の提供 の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子ど もに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基 づき、引き続き必要な教育・保育が提供される よう必要な措置を講じているとき。

## (2) 略

- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略

附則

 $1 \sim 4$  略

- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行 <u>う者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう</u> にするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に 係る連携協力を行う者として適切に確保しなけれ ばならない。
  - (1) <u>当該特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育 事業を行う場所又は事業所(次号において「事 業実施場所」という。)以外の場所又は事業所 において代替保育が提供される場合 <u>小規模保</u> 育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事 業所内保育事業を行う者(次号において「小規 模保育事業A型事業者等」という。)

## (2) 略

- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 第1項第3号の規定を適用しないこととすること ができる。
  - (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法<u>第73条第1項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

## (2) 略

- <u>5</u> 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略

附則

 $1\sim4$  略

# (連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第44条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

# (連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第44条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。